



活動報告

2018/03/16

吉田一郎議員（無所属）に対する懲罰および辞職勧告などに関する経緯と会派見解

2月定例会開会中の2月20日文教委員会において、吉田一郎議員（無所属）が思い通りの答弁が得られないことに激高して、答弁者である職員に対して「首吊って死ね」という暴言を吐くという、あってはならない大変残念な事件が occurred.

わたしたちの会派ではこの問題を重視し、法的強制力を持つ懲罰特別委員会設置を要求。議会の同意を得て設置された同特別委員会では、高野秀樹団長が委員長に就任し審議を行いました。なお、さいたま市議会で吉田一郎議員を対象とする懲罰特別委員会の設置は今回で4回目となります。

同特別委員会において、わたしたちの会派では、吉田一郎議員の発言は対象者である当該職員を深く傷つけたのみならず市教育委員会全体にも大きな衝撃を与え、ひいては行政・市民との信頼関係にも少なくない影響を与えたことを重視。さらには報道などを通じて全国からも厳しい批判にさらされていることも踏まえて、懲罰規定の中で二番目に重い「会期終了までの出席停止」を提起。本会議では吉田一郎議員を除く全議員の賛成でこれを可決しました。

懲罰は会期を超えてこれを科すことができないため、本会議最終日には改めて「吉田一郎議員に対する辞職勧告決議」を提起し、川村準議員を除く賛成多数でこれを可決。決議には法的強制力はありませんが、議会の総意として自ら進退を決することを勧告する極めて重いものです。またこれに加えて、今後、二度とこのような事態がおこることのないよう議員ひとり一人が自ら襟をただすよう、「さいたま市議会に対する市民の信頼回復に向けた決議」も全会一致で可決しました。

民進・立憲・無所属の会さいたま市議団はさいたま市議会第一会派として、今後とも市民の信託に応えうるような議会運営につとめてまいります。

▶ [吉田一郎議員（無所属）に対する懲罰および辞職勧告などに関する経緯と会派見解](#)